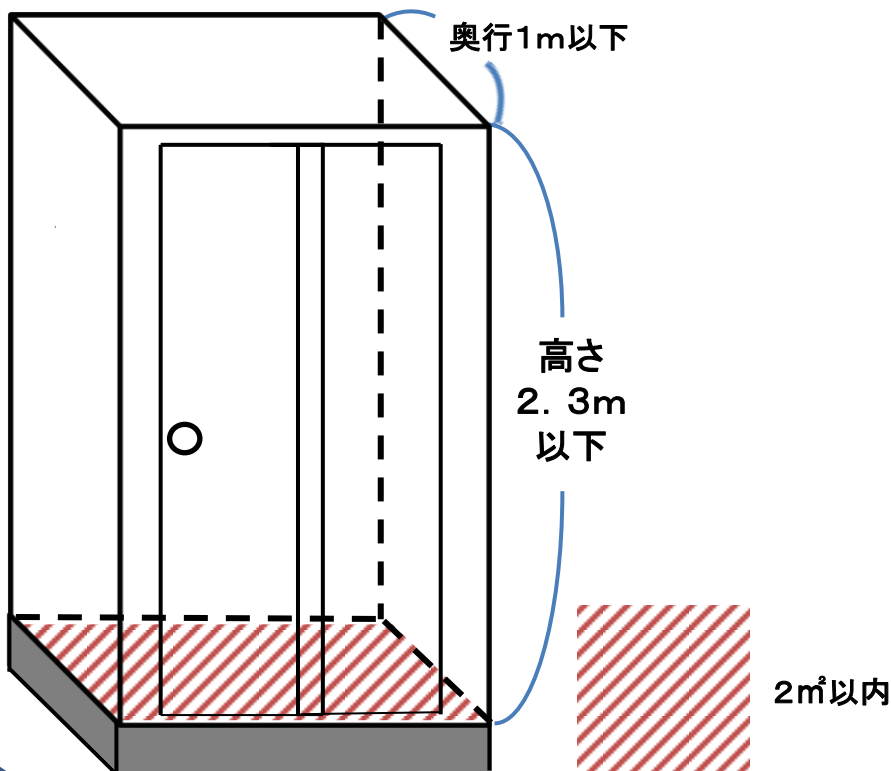


自主防災組織の皆様へ (補助制度を活用し防災倉庫を整備される場合について)

- 防災倉庫は、地域の防災活動にとって、災害時の備えとして大切な役割を果たすものです。そのため、本市では、自主防災組織が防災倉庫を設置される際に、「自主防災組織育成事業実施要綱」にもとづき、補助金の交付を実施しております。
- 防災倉庫を含めて、「小規模な倉庫」の建築基準法(昭和25年法律第201号)上の取扱いについては、国土交通省から通知された技術的助言にもとづき、本市として、平成27年11月26日より、「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて」を施行しております。
なお、本取扱いに当てはまらない規模の防災倉庫は建築基準法上の建築物の扱いとなり、原則として建築確認申請等の手続きが必要となります。
- このようなことから、自主防災組織の皆様が、上記の要綱にもとづく補助金を活用して防災倉庫を設置される場合は、裏面図2に記載されている手続きが必要となりますので、ご注意ください。
- 防災倉庫の設置については、防災倉庫を設置する場所等により、開発業務課において「開発行為等に関する事前相談」の手続きが別途必要になる場合がございますのでご注意ください。

【図1】小規模な倉庫について

- 内部に人が立ち入らず、外部から荷物の出し入れを行うことができる規模。
(建築基準法第42条に規定する道路内には設置できません)
- 一団の土地における複数の設置は避けること。
- 鉄筋コンクリート等の基礎に緊結するよう努めること。



裏面もご覧下さい

【図2】自主防災組織防災資機材購入等補助金を申請される際のフローチャート

1 設置場所について、土地所有者の承諾書等がありますか。
(建築基準法第42条に規定する道路内は不可)

ある

ない

土地所有者の承諾書等の写しが必要になりますのでご用意ください。

2 防災倉庫の規模について、奥行きが1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内ですか。

上記の規模以内

上記の規模を超える

2-2 **補助金の交付決定後に建築確認が必要となります。**
図面作成等の諸費用の見積書をご用意ください。
(建築確認の必要有無等については、建築指導課へご相談下さい。)

3 補助金申請に必要な書類をご用意ください。
(構成世帯数に応じた累積での限度額がありますので、不明な場合は事前にお問い合わせください。)

4 危機管理課へご提出ください。
(各市民センター・公民館において取次を行っています。)

5 交付決定の可否を審査し、申請者へ通知します。

6 **交付決定後に建築確認申請・設置・完了検査**を行ってください。
(建築確認が取れ次第、確認済証(写し)をご提出ください。)

7 完了したら、速やかに完了届等をご提出ください。

8 書類一式を審査し、補助金を指定の口座に振り込みます。